

(参考様式3)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回東村山市立図書館協議会				
開 催 日 時	令和6年5月21日（火）午前10時～正午				
開 催 場 所	市立萩山公民館 第2集会室				
出 席 者 及 び 欠 席 者	●出席者： （委 員）臼田統志夫委員・竹澤廣介委員・鶴田良平委員・石河聡子委員・徳永靖子委員・堀渡委員・黒尾和久委員・宮川健郎委員 （市事務局） 新倉図書館長・野口館長補佐・富田運営係長・並木奉仕係長・中村富士見地区館長・藤山萩山地区館長・松井秋津地区館長・安保廻田地区館長、檜教育政策課教育施設再生担当主査・高橋教育政策課主任 ●欠席者：野坂純司委員				
傍 聴 の 可 否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	無
会 議 次 第	1. 報告 （1）令和6年度図書館運営方針および重点事業 （2）東村山市第5次総合計画 （3）東村山市第5次行財政改革大綱 （4）令和6年3月議会より （5）東村山市資料収集方針の改訂 （6）令和5年度利用実績（速報値） （7）令和6年度事業予定 2. 協議 公共施設再生アクションプラン 3. 施設見学				
配 布 資 料	1. 令和6年度第1回図書館協議会次第 2. 令和6年度運営方針 3. 職員体制と予算 4. 図書館の利用状況 5. 資料収集方針 6. 電子書籍の資料収集方針 7. 東村山市立図書館設置条例 8. 第25期協議会委員名簿 9. 萩山図書館の概要 10. 書庫公開案内				
問 い 合 わ せ 先	事務局 東村山市立中央図書館 担当者名 野口 電話番号 042-394-2900 FAX番号 042-394-4107				

会 議 経 過

事務局から新任委員と職員紹介を行った。

(事務局) 事前配布資料に従い進める。年度の初回としての定例の報告内容の他に、図書館の変更点に関しての議題が多い会になる。また、新型コロナにより休止していた市内図書館の見学を再開する。

公共施設再生アクションプランが公表された。各論部分で萩山小学校が図書館等との複合施設になることについて、今後具体案を固めていく段階になる。

1. 報告

(1) 令和6年度図書館運営方針および重点事業

(事務局) 運営方針は大きな変更はしていない。重点事業については、子ども読書活動推進計画の推進の一環で、読書がしにくい子どもの環境充実のために「りんごの棚」を設置する。(注:「りんごの棚」とは、スウェーデン発祥の様々な事情で本を読むのが難しい、特別なニーズのある子どもたちのための資料を展示した棚のこと) 全館でLLブックの紹介などに取り組んでいくことにした。

秋津地区子どもの遊び場安心エリア整備事業は、前年度から引き続きの事業で、子どもの居場所や交流の場となるよう整備するものである。現在は図書館の改修工事を進めている。完成後の使い方について年度内に調整していく。

電子書籍事業は引き続き推進していく。令和5年度に同時アクセスが可能な読み放題パックを導入した。小学校での調べ学習に役立つようSDGsがテーマのセットを選んだ。今年度も別のテーマで入れる予定である。

(2) 東村山市第5次総合計画 令和6年度実施計画

(事務局) 小中学校読書活動支援事業では、学校図書館専任司書を全校に専任配置する予算措置ができた。図書館では専任司書への研修などの支援を司書職員が行う。残念ながら欠員が出ているため、確保に向けて取り組んでいる。専任司書の配置により学校での読書活動がより充実してきている。

電子書籍は、導入3年目に入り予算増額できた。利用拡大のために広報活動を積極的に行いたい。ふるさと歴史館の協力により東村山市の独自資料を電子化した。さらに進めていく。

図書館利用促進事業は令和7年度の図書館システム入替に向け準備を進めている。主な変更点として、サーバーのクラウド化などを予定している。

(3) 東村山市第5次行財政改革大綱 第2次実行プログラム

(事務局) 公共施設再生に係る生涯学習施設のあり方を検討していく。当協議会でもすでに時間をかけて協議いただいているが、教育部全体ですり合わせをしていく会議体を立ち上げた。令和7年度までの2年計画である。

(4) 令和6年3月議会より

(事務局) こちらは、最後に報告する。

(5) 東村山市立図書館資料収集方針の改定

(事務局) 電子書籍を蔵書全体の中で位置づけるために収集方針を改定した。具体的

には全体方針に項目を加え、さらに資料別収集方針も別に定めた。全ての年代を対象にしているが、乳幼児は人の声で紙の絵本で読書に親しんでもらいたいという思いから、電子書籍の選定は学齢期の児童以上向けの方針とした。紙と電子のそれぞれの良さを勘案してコレクションしていく。電子書籍は、再生機器があればどこでも気軽に利用できる特性から、語学学習や旅行ガイドなども購入し、利用実績を見て次の選書に活かしている。児童やティーンズ向けの資料は調べ物を意識したタイトル選定をしている。

(6) 令和5年度利用実績

(事務局) 令和元年度のコロナ前との比較では微増となっているが前年度よりは減っている。事前に予約して借りに来る形が定着したが数は落ち着いた。館内PCからの予約割合が落ちている。多摩六都の各市も減少傾向にある。個人利用での新聞購読がネット経由になるなどの環境変化が影響したと分析している。引き続き様々な取り組みにより図書館利用につながるようにしたい。

(7) 令和6年度事業予定

(事務局) 今年は市立図書館開館50周年である。開館50周年記念行事の一環で行った読み聞かせボランティア対象の講習会では、講師に幼児教育者の藤田浩子氏を迎えてわらべ歌のやり方などを教えていただいた。今後も東村山製本研究会やおはなしグループブックのかごなど、図書館関連団体にご協力いただき、50周年事業として実施する予定である。夏には市内5館とくめがわ電車図書館を回るスタンプラリーを計画している。まとめて質問や意見をもらいたい。資料収集方針は初めて見る人がいると思うが、電子書籍関連以外にも確認したいことはあるか。

- 全体の収集方針の改定の頻度はどのくらいなのか。←この言葉は委員からの質問なので、黒丸で、このように別の行に起こすべき。次に続く、事務局の「随時行っている」は、この言葉を質問扱いにすることで生きてくる。

(事務局) 随時行っている。近年では漫画資料の取扱いについて改定している。活字以外の資料をどこまで収集対象とするかを整理した。コミックエッセイなどを対象にしたがコミックは引き続き対象外である。

- コミックとは何を指すのか。

(事務局) ストーリー漫画のことである。これ以外の資料については活字資料と同様にタイトルごとに判断をすることにしたものである。

- 資料収集方針第4条にある極めて高度な専門書とは何を指すのか。

(事務局) 専門書の定義は一概には言えず出版社やテーマによる。また、収集対象としない資料でも、借用できるものは提供することはある。

- 収集対象としない図書の予約を受けたときは他の図書館を紹介するのか。

(事務局) 図書館で購入や借用により資料を用意するか、他施設を紹介するかは都度図書館で判断する。

- 都立図書館から借りることは多いのか。

(事務局) 他市の図書館から借りることが多い。それ以外では、都立図書館の他、国立国会図書館などからも借りている。

- 予約件数のうち購入、借用、断った割合がわかるとよい。

(事務局) 処理別の数字は事務報告に載せている。速報値だが予約数約24万件のうち借用は約7,700件、断ったのは約240件で残りは所蔵又は購入しての提供だった。

- 専門書について、地域の公共図書館は特定の仕事に関する資料は購入しないと思っている。例えば学校の先生の教材研究資料は入門向けでも買っていないように思う。これは電気溶接の専門書が無いのと同じで特定の領域の人向けで一般性のないものは収集しないからだと認識している。教育一般については高度なものも蔵書になっていることもあるが、個別の教科の資料はない。

(事務局) その傾向はあるが、全く買わないわけではない。図書館の蔵書として長く使えそうなものを購入している。

- 書架は有限なのですべてを揃えられないのは前提になるが、利用者が見て理解できる方針にした方がいい。作った時に良くてもその時々に合わせて変更していく必要がある。例えば農家向けの本は無くても、園芸の個別作物の本は入れているのではないか。

(事務局) テーマによって専門的なものがある。地域ゆかりのハンセン病関連資料は、深いものも入れている。他には武蔵野うどん、菖蒲などは出版が少ないので狭い内容でも購入している。利用者の反応を見ながら選書に生かしている。

- 実際には深くはあるが狭くない専門書も棚にはありそうな印象がある。
- 入り口としてはそうならざるを得ないのは分かるが総論ばかりになりそう。繰り返し他市から取り寄せた資料は蔵書にしてほしい場合がある。
- 断ったものは専門資料なのか、収集方針以外の図書館にふさわしくない内容のものなのか。

(事務局) コミックは借用先がなく断ったことがある。また、収集方針外のため断ることがあるが、提供したいが借用も購入もできず断ることもある。なるべく希望のあった資料は提供するようにしている。

- 他市から借りるには利用者の手続きはどうすればいいのか。

(事務局) 未所蔵予約の手続きで受け付けている。

- 清瀬市立図書館では、図書館サイトで検索した後、所蔵が無い場合にサイトから申し込むことができる。

(事務局) それは未所蔵Web予約のことと思う。当市では図書館システム上での受付をしていないが、次期システムに向けて導入検討中である。

- 当市では蔵書資料はWebで、未所蔵資料は来館して紙のカードを提出する方式で受け付けている。予約を受けた未所蔵資料は、図書館で所蔵している図書館を探して借用するなどして用意していることを利用者に発信することが大切である。
- 電子書籍の収集方針について、先に提供方針を立ててその後に収集方針を立てないようなサービスのために何を集めるのかという課題が見えない。
- 利用統計について、数字はコロナ以前の状態に戻ったというが、子どもの比率に変化はあるか。

(事務局) 年代別統計を取っているが、令和5年度実績分はまだ分析できていない。

- 短期的なことだけではなく、文字でストーリーを読める子どもとそうでない子がいる中で、外出できない期間中に図書館に来る習慣がなくなってしまうのではないか気になった。
- 他になれば(4)の議会報告に戻りたい。

(4) 令和6年3月議会より

(事務局) 3月議会に東村山市立図書館設置条例の一部改正を提案し、生活文教委員会で審議いただいた。改正内容は、持続可能でより良い図書館運営を続けるために、第4条2項の館長資格要件について、「司書資格を有する者又は図書館の機能を達成するのに十分な資質を有している者」と改正するものである。

委員会では、具体的に十分な資質とは何か、対処すべき社会情勢の課題とは何か、などの質問があった。今後図書館を取り巻く情勢の変化、具体的には資料のデジタル化、バリアフリー化、施設再生などの課題に対応していける人材を市の人材育成方針に則り広く登用できる体制を作る。専門職が不要ということではない。職員集団として維持するために専門研修を受けていくことが大切と意見をいただいた。

予算特別委員会では、秋津地区子どもの遊び場安心エリア事業について質問があった。令和5年度から7年度にかけて行う東京都補助事業となる。進捗状況は令和5年度に図書館の樹木の剪定及び伐採と既存施設の撤去、令和6年は図書館の設計にもとづいた整備を行う。市の都市デザイン専門監に相談しながら整備を進めている。図書費については、物価高騰の影響があるが予算内で的確に効果的に使っているとお答えした。

- 設置条例の改正については協議会では司書職が配置し続けられるようにしてほしい

いとの意見を出していた。司書職員を市としてどう育てていくかが大切になる。

(事務局) 館長の資格要件は、図書館法の改正前には当時の文部省からの補助金を受ける根拠としていたが、改正時に多くの自治体では削除したものの当市では残した経緯がある。その時は条例改正を行わなかった経過は尊重しつつも、現在では状況が変わっているので改正を行った。資格を持った適切な人材がいれば配置を妨げないとの認識は庁内で共有できている。

- スタッフの厚みをどう残していくかを今後議論したい。

(事務局) 職員の資格取得の努力はしているのかが問われている。生活文教委員会での質問は、これまでの司書の働きを評価してもらっての質問だったと認識している。

- 図書館設置条例に図書館長の考え方についての項目を残したのは良かった。

2. 協議 公共施設再生アクションプラン

(事務局) 担当所管から説明する。前回お示ししたパブリックコメント用資料と完成版とは、図書館部分について大きな変更はない。本協議会でご意見をいただき図書室を図書館に表記を変更した程度である。

確認のため全体についてご説明する。市の財政状況は悪化しており、貯金にあたる基金が減少していて、このままいけば数年後に底をつく見込。将来世代にツケを残さないためには、持続可能な公共施設サービスを維持するために公共施設再生が必要になる。学校の配置を14校と想定すると38年間で1,089億円削減できる試算になっている。

36ページに図書館について記載がある。これまでの様々な場での議論をもとに体験型の図書館をコンセプトに整備方針をまとめた。主な方針は、複合化を活かしてどこでも本を読めるようにしたい、動ゾーンと静ゾーンを設定したい、乳幼児向けイベント用に靴を脱いで使う施設を入れたい、などである。共同閉架書庫の取り扱いは引き続き検討する。設計・施工・運営を一括発注することで、コスト縮小等が期待できる事業手法を検討したが、令和6年度の段階で、どのようなサービスを提供するかという運営方法まで決定してしまっても、供用開始予定の令和12年度には、社会状況が変わってしまい、適切なサービスを提供できない可能性があるかと判断した。このため設計・施工と併せて、建物メンテナンスをまず発注して、運営方法は別に検討することにする見込みである。現段階においては、民間活力の導入を念頭に検討を行っていく見込みである。

可能であれば協議会では、仮に民間活力を導入した場合に気を付けることや効果的なやり方の提案をもらいたい。運営方法は、数年後には固める必要がある。現時点では、建物設計などは今年度中に要求水準書のたたき台を作り、プロポーザル準備を進めていく予定である。

- 施設再生アクションプランが確定した。図書館部分の記述は案とはほとんど変わっていないとのことである。共同閉架書庫の必要性は認識しているとの話だった。これまでの議論を踏まえながら進めていくとのこと。今年度中には要求水準を固めたいとの意向があるそうなので今回協議したい。

(事務局) 体験型のコンセプトについては、図書館でブレインストーミングを行い所管としての意見をまとめたものである。電子資料の活用など図書館に来館しなくてもできることと紙資料の利用などの来館して体験することの両方を大切にしていきたい。施設の複合化はいろいろな活動をつなげていける可能性がある。秋津図書館や図書館の改修もそのことを踏まえて庭で走り回れるような場に生まれ変わるよう防音窓設置などの施設整備を進めている。秋津図書館での取り組みを萩山図書館で参考にできればと思っている。

アクションプランの図書館面積だけを見ると狭くなるが、安全確保を前提にして共有スペースも閲覧席として利用できるようになっている。

- 42ページに合築面積が載っている。公民館は他施設と合わせて約900㎡。機能が一つになった書き方になっているが、それぞれの施設の関係者は自分のところはどうかと思うかもしれない。図書館も、コミュニティスペースとして児童クラブなどとひとくくりになっているところがある。今後、学校が14校になった時に合築になる図書館は、今の数が減らずに残るのが気になる。新たなイメージを持つことは大事なので、引き続き議論したい。

(事務局) 14校は決定ではない。面積は仮に計算しただけでこのまま反映されるわけではない。使い方として、読書スペースはコミュニティスペース全体を利用できることとすれば、様々な場所で読書を行える。

- 動静のゾーン分けについて聞きたい。現在、ボーイスカウトでは、事前学習してから現地に行くという理解が深まるので、皆で事前に図書館を利用している。普段は廻田図書館で資料を集めて、廻田公民館の部屋で学習会をしている。資料は中央図書館の方が充実しているが、同時に部屋が借りられるので地区館を利用している。これは、中央図書館にはディスカッションをしながら利用できるスペースがないためである。公民館の設備だけの議論では、このような図書館利用者の使い方が見えない。利用方法を広げるために見える動と静になるとよいと思う。

(事務局) 具体的には読書と体験のつながりが見えるようにということか。

- 流動性が見えるとよい。最近の大学図書館ではそうになっている。声が聞こえても話し合いをしているからと理解できればうるさく感じないのではないか。静かな場所、声を出していい場所は分けたいが関係が見えるのが大切である。ハコモノを寄せ集めただけにはしてほしくない。

(事務局) 公民館や学校に聞くとガラス張りの部屋では周囲が気になり、内容によっては会議等がやりにくいとの意見がある。

- 一人になれる場所を損なってはいけないが、複数人で議論する場も必要である。大学では、このようなコモンスペースを館内に作るのが流れになっている。他市の図書館では併設の中で会議室や印刷室を持っているところがある。学校との併設にどう新味を出すか。図書館らしさを守りながら動的なものをどう入れるか。塩梅が難しい。

- 世代により、あるいは子どものいる家庭といない家庭では互いの要求がわかりにくい状況がある。やっていることが見えて誤解を解く手段になるとよいと思う。
- 体験型図書館の考え方について、本を利用しながら体験活動につなげる方向で考えているが、図書館の棚自体が体験になる可能性がある。江戸川区角野栄子児童文学館（魔法の文学館）は、1，2階にたくさん本があるが児童書のみで3階はカフェがある。配架がNDC（日本十進分類法）順ではなく、独自のグルーピングをされていて思わぬ出会いを促している。従来の図書館に慣れていると探しにくい、子どもたちが探していない本と出合える場になっている。本の管理が大変と思うが、ICタグで管理できている。市立図書館でNDC以外の配架ができるかはわからないが、棚自体が出会いの体験の場になると面白い。子どもの頭は図書館での配架順にはなっていないのではないかと。電子辞書は目当ての項目にしか行かないが紙の辞書だとついでに付近の項目から学ぶことができるのと同じだと思う。

（事務局）寄り道も大切なのはよくわかる。本来の配架場所とは違う場所で、テーマ展示を行っているのも、新たな本との出会いだと思う。

- 棚のテーマを隠してクイズにしても面白い。

（事務局）毎年行っているお楽しみパックとは逆の発想になると思う。

- 公共図書館には、標準的なサービスを提供する役割がある。魔法の文学館はプラスアルファの施設だからできる。ICタグでの管理なら公共図書館でも可能ではあるが。
- 動静ゾーンでの可能性の話を聞いた。学校とのタグで意図的にできるとよい。生徒が公共図書館を今より身近な施設として利用しやすいのは合築の効果だが、市民側からは阻害要因になってしまうかもしれないのが難しい。安全管理を前提にコミュニティスペースが入るのは学校側には良いのではないかと。
- 勤務する中学校では、生徒数550名で貸出数が2600冊くらいで、昼休みは30冊くらいの利用がある。生徒数の7%位の利用率になる。教員が学校図書館に価値を認めて、授業で使うことにより生徒の利用が増えた。体験型図書館との融合は、魅力的だが難しく感じる。市民との交流はイメージが変わるのでいいスペースができる可能性は感じた。
- 広さがあれば使えると思う。学校側から使いやすい施設になると良いので設計がとても大切になる。
- コミュニティスペースの動静ゾーンと学校施設との関係のあり方について、この協議会は図書館側の発想を言える場になると思っている。共同保存書庫については別に検討することだが、移転前には決めないと本を減らすことにもつながる。運営の民間活力導入については建て替えと合わせてなし崩しの議論にしないほしい。例えば民活になると、萩山図書館の館長は協議会に来られなくなるのではないかと。

か。

(事務局) 他市に実際に視察に伺って話を聞いて研究を行っている。また、協議会参加については、受託者が参加することを仕様書に明記すれば可能になる。

- このことは引き続き協議したい。閉架書庫の公開は、当市や国立市が特定日に行っているが、利用者の立ち入りを前提にした建物配置にした千葉県浦安市では常に開放している。

3. 施設見学 萩山図書館

(事務局) 萩山図書館の概要説明をする。市境が近く小平市民が多く利用している。

開発が進み若い家族の利用が増えた。市民団体とおはなし会を実施したり共同事業を行っている。

概要説明後に施設見学を行った。

(次回開催日) 未定